1 要綱制定の背景等

令和5年5月26日に宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。)の改正法として、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)が施行され、大阪府(政令市・中核市を除く所管分)においては、令和6年4月1日より盛土規制法の運用を開始する予定です。

盛土規制法は、改正前の宅地造成等規制法と大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例(平成 26 年大阪府条例第 177 号)(以下、「土砂条例」という。)の規制を包括する法制度であることから、令和 6 年 4 月 1 日の盛土規制法の運用開始に伴い土砂条例を廃止します。

これまで土砂条例で規制してきた生活環境の保全(汚染土壌の確認、水質検査)については、盛土規制 法の施行に合せて資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の省令が改正され、新 たに土壌汚染対策法において汚染の無いことが確認できた土砂を盛土規制法等の許可地に搬入させる仕 組みに強化されたため、これまで以上に汚染土壌の搬入防止が図られると考えております。

また、搬入土砂の汚染の確認のために実施してきた水質検査についても、同様にその必要性は低下したものの、周辺住民の工事への理解の促進と周辺環境に配慮した安全かつ適正な工事の円滑な実施に一定寄与してきたことから、盛土規制法を所管する国の助言を踏まえ、許可時の必要事項として引き続き求めるため、本要綱を制定するものです。

2 要綱(案)の概要

(1)目的

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事における水質検査の実施及びその結果に伴う措置について必要な事項を定めることにより、周辺住民の工事への理解の促進と周辺環境に配慮した安全かつ適正な工事の円滑な実施に資することを目的とします。

(2)対象となる工事

- ・盛土規制法に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の許可を受けた工事のうち、新規の許可については、外部から搬入した土砂により土砂埋立て等を行う区域(以下、埋立て等区域という。)の面積が3,000㎡超のものを対象とします。また変更許可については、変更する面積にかかわらず変更後の埋立て等区域の面積が3,000㎡超のものを対象とします。
- ・なお、適正な土砂埋立て等が行われることが期待できるため、土砂条例において許可対象外としてきた団体(国、地方公共団体等)及び他法令許可に基づく行為(都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に基づく行為)等については、本要綱においても引き続き対象外とします。

(3) 水質検査の実施時期等

- ・許可に係る土砂埋立て等を開始した日から3ヶ月に一回の頻度で当該許可に係る埋立て等区域 外への排水を採取し水質検査を行い、その結果を知事に報告することとします。
- ・許可に係る土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときは、知事が指定する期日に当該許可に係る 埋立て等区域外への排水を採取し水質検査を行い、その結果を知事に報告することとします。
- ・ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により上記の水質検査を行うことができない場合 は、別途知事と協議し、実施時期を決めることとします。

(4) 水質検査の方法

- ・採取した試料について、排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和四十九年環境庁告示第六十四号)の規定に準じて行うこととします。
- ・なお、試料の採取及び検査については、計量法(平成四年法律第五十一号)第百七条に基づき 登録を受けた環境計量証明事業者により行うものとします。

(5) 水質基準

・埋立て等区域外への排水に適用する基準は、排水基準を定める省令別表第一に規定する基準と します。

(6) 工事主の措置

・工事主は、採取した試料が(5)水質基準に適合していないことを確認したときは、直ちにその 旨を知事に報告するとともに、その原因の調査及び周辺環境の汚染防止のために必要な措置を 講ずることとします。

(7) 水質検査結果の報告

- ・水質検査結果の報告は、水質検査を行った日から1ケ月以内に、水質検査報告書(様式第一号)に次に掲げる図書を添付して行うこととします。
 - (ア) 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び採取時の現場写真
 - (イ)採取した試料ごとの証明書の写し(計量法第百十条の二の規定に基づき、同法第百七条に 基づく登録を受けた計量証明事業者が発行した証明書の写しに限る。以下同じ。)

(8) 周辺住民等への説明

- ・許可を受けた工事主は、当該許可に係る土砂埋立て等を開始した日から完了又は廃止するときまで、当該許可に係る土砂埋立て等を行う土地の周辺住民等の求めに応じ、水質検査の内容について、次に掲げる図書を用いて説明することとします。
 - (ア)当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び採取時の現場写真
 - (イ)採取した試料ごとの証明書の写し

3 施行期日

令和6年4月1日施行予定